

年金時事通信19-015号 (作成日: 2019年10月22日)

「私的年金も加入延長 企業型70歳・イデコ65歳未満」2019年10月10日 日経朝刊3面

- 厚生年金の在職老齢年金の見直しの動きとセットで、10月9日の社会保障審議会企業年金個人年金部会で「企業型確定拠出年金(DC)に加入できる年齢の上限を70歳未満、個人型確定拠出年金(イデコ)を65歳未満に引き上げる」との動きを報じるものである。
- さっと見ていた時には、何の違和感も覚えなかったが、部会の資料1「拠出時・給付の仕組みについて」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000555605.pdf>)を改めて見ているうちに、怒りが抑えられなくなってきた。問題の記述は、4ページにある。
- 「個人型DCの加入可能要件の見直し」で、現行は「60歳未満という年齢要件」があるが、国民年金基金にはないので、これを撤廃し、「国民年金被保険者であれば加入可能としてはどうか」というのである。一見もっともらしいから、なおさらに腹が立つ。
- そもそも国民年金基金は、自営業者等の第1号被保険者のための制度であり、被用者と違って上乘せの厚生年金部分がないことを考慮して作られた制度である。したがって、当然ながら、土台としての国民年金の制度の上にある。それは、今さら言うまでもない。
- なので、記事を見た時は、国民年金の保険料納付期間の65歳への延長とセットで検討される話と考えていた。ところが、そうではなく、国民年金の第2号被保険者として老齢年金の受給資格を得る65歳まで被保険者となる厚生年金加入者に限った話なのである。
- どこから、このような馬鹿げた発想が出てくるのであろうか。個人型DCの主体は、国民年金基金同様、上乘せの厚生年金部分がない第1号被保険者であろう。それをないがしろにして、厚生年金被保険者だけ65歳まで加入可能とする姑息な発想は、理解しがたい。
- だが、その謎解きは、簡単にも思える。それは、65歳まで加入できる対象に、公務員が入るからである。すなわち、この愚策は、国民全体に目配りするものではなく、公務員の利権を拡大しようとするものなのであろう。税制優遇増は、国民の税負担増である。
- イデコ加入概況(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join_overview_R0108.pdf)を見ると、2019年8月時点で、厚生年金に加入している第2号加入者数は1,142,961人で、公務員等は288,124人である。確かに、民間の加入者数も伸びていることは見てとれる。
- しかし、年金払い退職給付というDBを持つ公務員等が、個人型DCに加入できるようになったのは、2017年1月1日であるが、均衡をとり同時に加入可能としたDBのある民間の第2号加入者は148,405人と半分の規模に過ぎず、公務員等の活用の方が一段と高い。
- このことは、母数との割合で見れば、もっとはっきりする。時点は少しずれるが、2018年3月末時点で、厚生年金被保険者のうち、公務員等は447万人、民間は3911万人であり、イデコの利用率を見ると、公務員等は6.4%で、民間の2.2%と比べて圧倒的に高い。
- 国民年金の拠出期間を65歳まで延長する上での障害は、基礎年金の給付財源の半分である国庫負担の増加だと言われている。それでも、それに挑戦するのが本筋ではないのか。挑戦を回避し自分達の利権しか見ていないのではとの疑念は、悲しく辛すぎる。(以上)